

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 30 日

船橋市長 松戸 徹 殿



提出者

住所 東京都新宿区西新宿4-32-22

氏名 株式会社フジタ 東京支店

上席執行役員支店長 金子孝一

電話番号 03-5309-2100(代表)

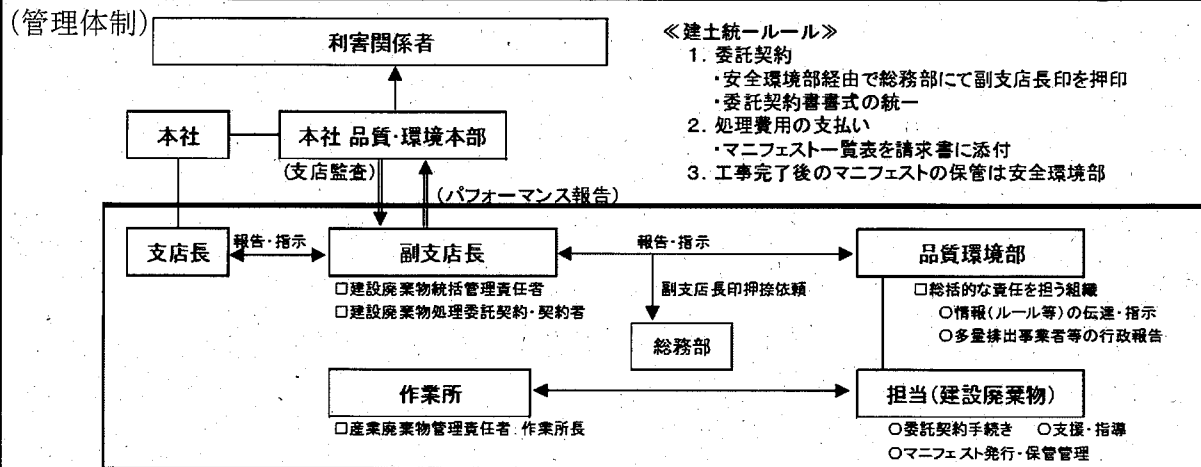
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社フジタ 東京支店
事業場の所在地	船橋市内各所
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	D. 建設業 06. 総合工事業 061. 一般土木建築工事業
② 事業の規模	127 百万円
③ 従業員数	東京支店 450 人 (全店 3,390 人)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	燃え殻 → 焼成 → セメントの原料 → 埋立 汚泥 → 脱水、固化(凝集・造粒・薬注) → 改良土 有機汚泥 → 脱水・発酵 → 肥料 → メタン発酵 → メタンガス・燃料 廃油 → 油水分離・再生 → 再生油 廃酸、廃アルカリ → 中和・脱水 → 造粒固化 → 改良土・埋立 → 焼成 → セメント原料 廃プラスチック類(a) → 破碎・圧縮 → 再生プラスチック原料、RPF原料 → 破碎・焼成 → セメント原燃料 → 破碎・切断・圧縮 → 埋立 紙くず(b) → 圧縮 → 製紙原料、RPF原料 木くず(c) → 破碎 → 燃料チップ、セメント燃料、堆肥化 繊維くず(d) → 破碎 → RPF原料、セメント燃料、堆肥化 金属くず(e) → 圧縮 → 金属製品原料等 がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(f) → 破碎 → 再生骨材、埋立 コンクリート破片、アスファルトコンクリート破片(g) → 破碎 → 再生骨材 廃石膏ボード → 破碎 → (粉)石膏ボード原料、土壌改良材 (紙)製紙原料 石綿含有産業廃棄物 → 最終処分場にて埋立 蛍光灯類(水銀使用製品産業廃棄物) → 破碎 → グラスウール原料、精製水銀、金属製品原料等 建設混合廃棄物 → 分別 → (a) ～ (g) 廃電気機械器具 → 家電リサイクル

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 ※ 廃棄物の種類及び数量は、別紙“資料1”参照	【前年度(6 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排出量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・ 分別活動推進による混合廃棄物の排出量の低減 ・ 内装工事等でのユニット化、プレカット化活動		
②計画 ※ 廃棄物の種類及び数量は、別紙“資料1”参照	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排出量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・ 上記活動の継続的推進		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くず、紙くず、金属くず ・ 広域認定制度の紹介、分別先の広報
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(6 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(6 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(6 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 ※ 廃棄物の種類及び 数量は、 別紙“資料1”参照	【前年度(6 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全 処 理 委 託 量	— t	— t
	優良認定処理業者 への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・ 処理施設点検の実施 ・ 同業他社との情報交換		

(第5面)

②計画 ※ 廃棄物の種類及び数量は、別紙“資料1”参照	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・ 処理施設点検の実施 ・ 同業他社との情報交換		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

資料1：産業廃棄物処理計画書 第2面・第4面・第5面 一括表

(単位:t)

	平成6年度実績						令和7年度目標					
	排出量	全処理 委託量	優良認定処理 業者への処理 委託量	再生利用業者 への処理委託 量	熱回収認定業 者への処理委 託量	熱回収認定業 者以外の熱回 収を行う業者へ の処理委託量	排出量	全処理 委託量	優良認定処理 業者への処理 委託量	再生利用業者 への処理委託 量	熱回収認定業 者への処理委 託量	熱回収認定業 者以外の熱回 収を行う業者へ の処理委託量
	※第2面	※第4面	※第4面	※第4面	※第4面	※第4面	※第2面	※第5面	※第5面	※第5面	※第5面	※第5面
燃え殻												
その他汚泥												
建設汚泥												
廃油	0.18	0.18	0.18	0.18								
廃酸												
廃アルカリ												
廃プラスチック類	8.88	8.88	8.88	8.88			10.00	10.00	10.00	10.00		
紙くず	33.70	33.70	33.70	33.70			30.00	30.00	30.00	30.00		
木くず	16.80	16.80	13.20	16.80			20.00	20.00	20.00	20.00		
繊維くず												
金属くず	0.36	0.36	0.36	0.36			10.00	10.00	10.00	10.00		
ガラス陶磁器くず	89.95	89.95	63.85	89.95			80.00	80.00	80.00	80.00		
鉱さい												
他がれき類	3.40	3.40	3.40	3.40								
コンクリート片	1,387.40	1,387.40	1,005.55	1,387.40			1,300.00	1,300.00	1,300.00	1,300.00		
アスファルトコンク リート片	701.55	701.55		701.55			700.00	700.00	700.00	700.00		
ばいじん												
建設混合廃棄物	73.06	73.06	73.06	73.06			70.00	70.00	70.00	70.00		
石綿含有産業廃棄 物	2.53	2.53										
水銀使用製品産業 廃棄物	0.15	0.15	0.15	0.15								
廃電気機械器具												
廃電池類												
合 計	2,317.96	2,317.96	1,202.33	2,315.43	0.00	0.00	2,220.00	2,220.00	2,220.00	2,220.00	0.00	0.00

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7 年 6 月 30 日

船橋市長 松戸 徹 殿



提出者

住所 東京都新宿区西新宿4-32-22

氏名 株式会社フジタ東京支店

上席執行役員支店長 金子孝一

電話番号 03-5309-2100(代表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和 6 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社フジタ東京支店
事業場の所在地	船橋市内各所
事業の種類	D. 建設業 06. 総合工事業 061. 一般土木建築工事業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

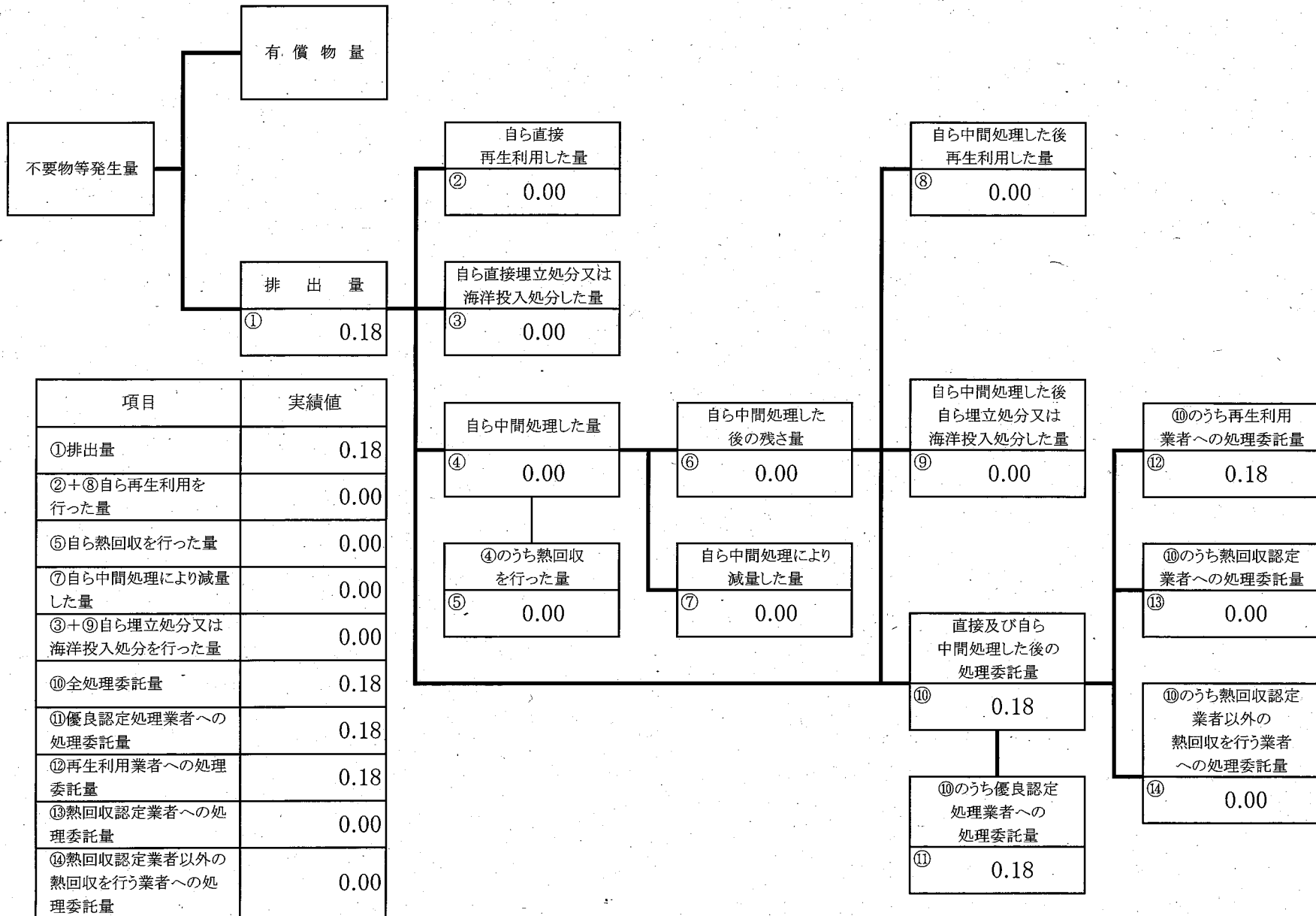
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	11,000.00 t	全処理委託量	11,000.00 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	優良認定処理業者への処理委託量	11,000.00 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	再生利用業者への処理委託量	11,000.00 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	認定熱回収業者への処理委託量	— t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t

※ 事務処理欄

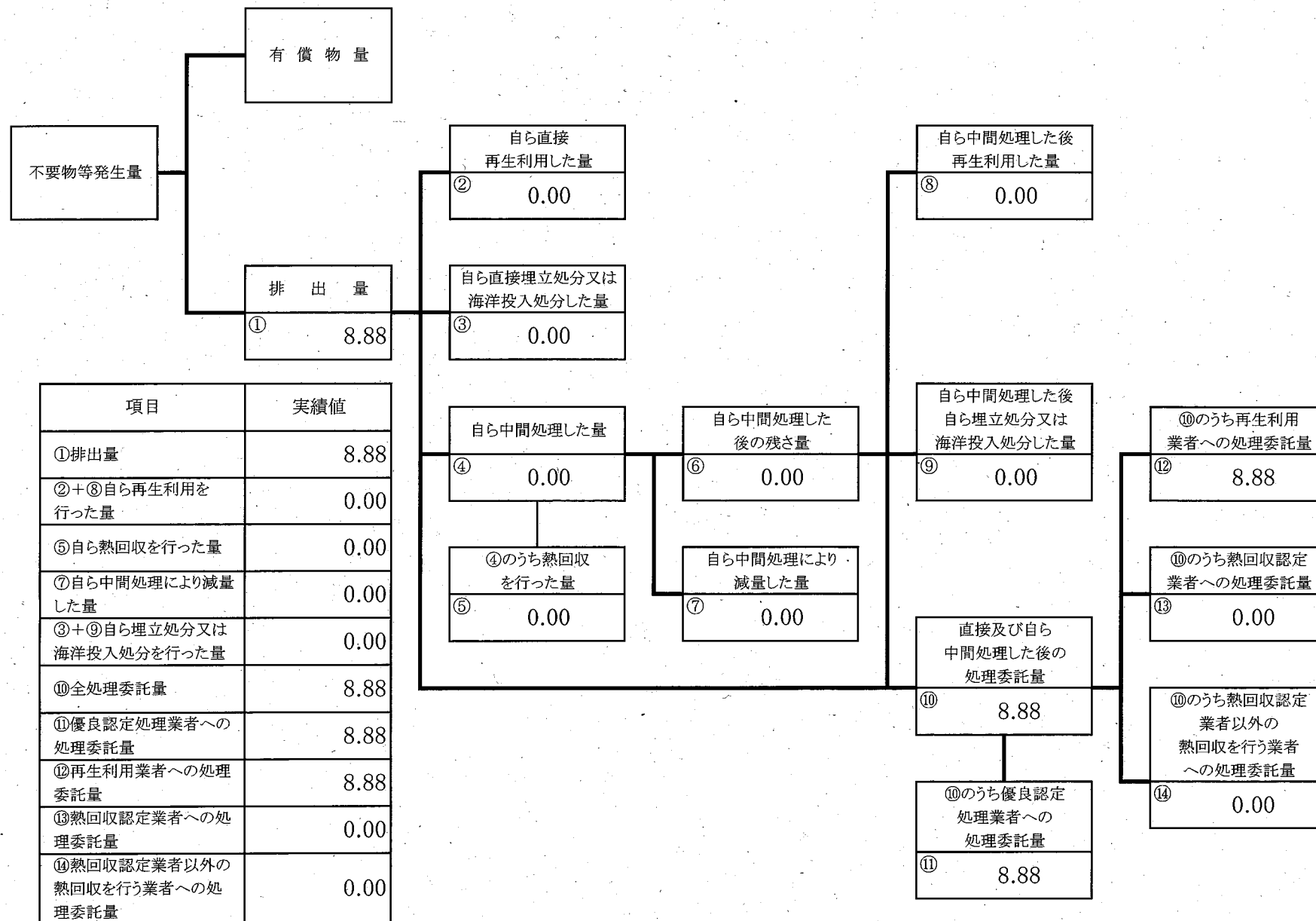
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 廃油)



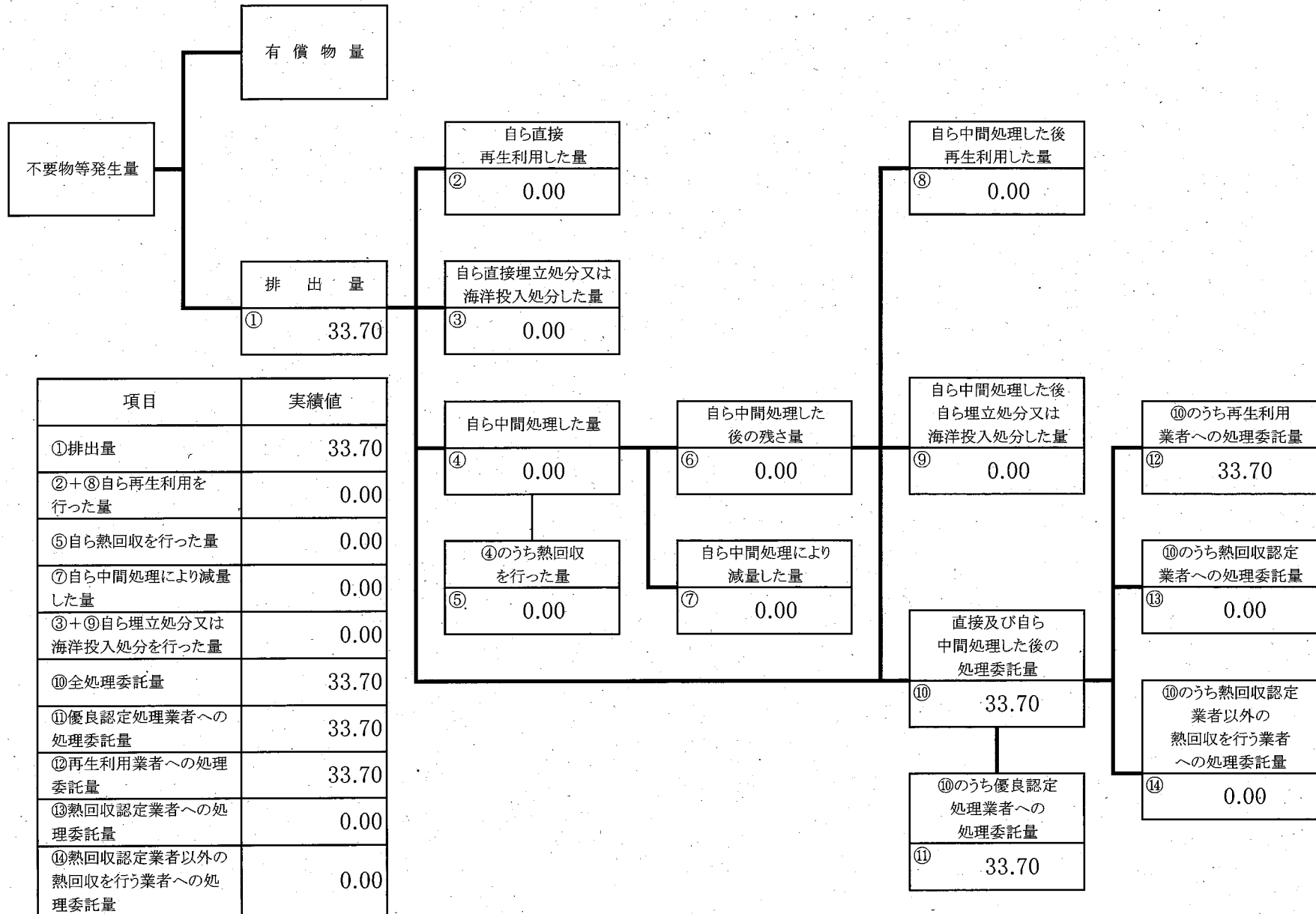
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類)



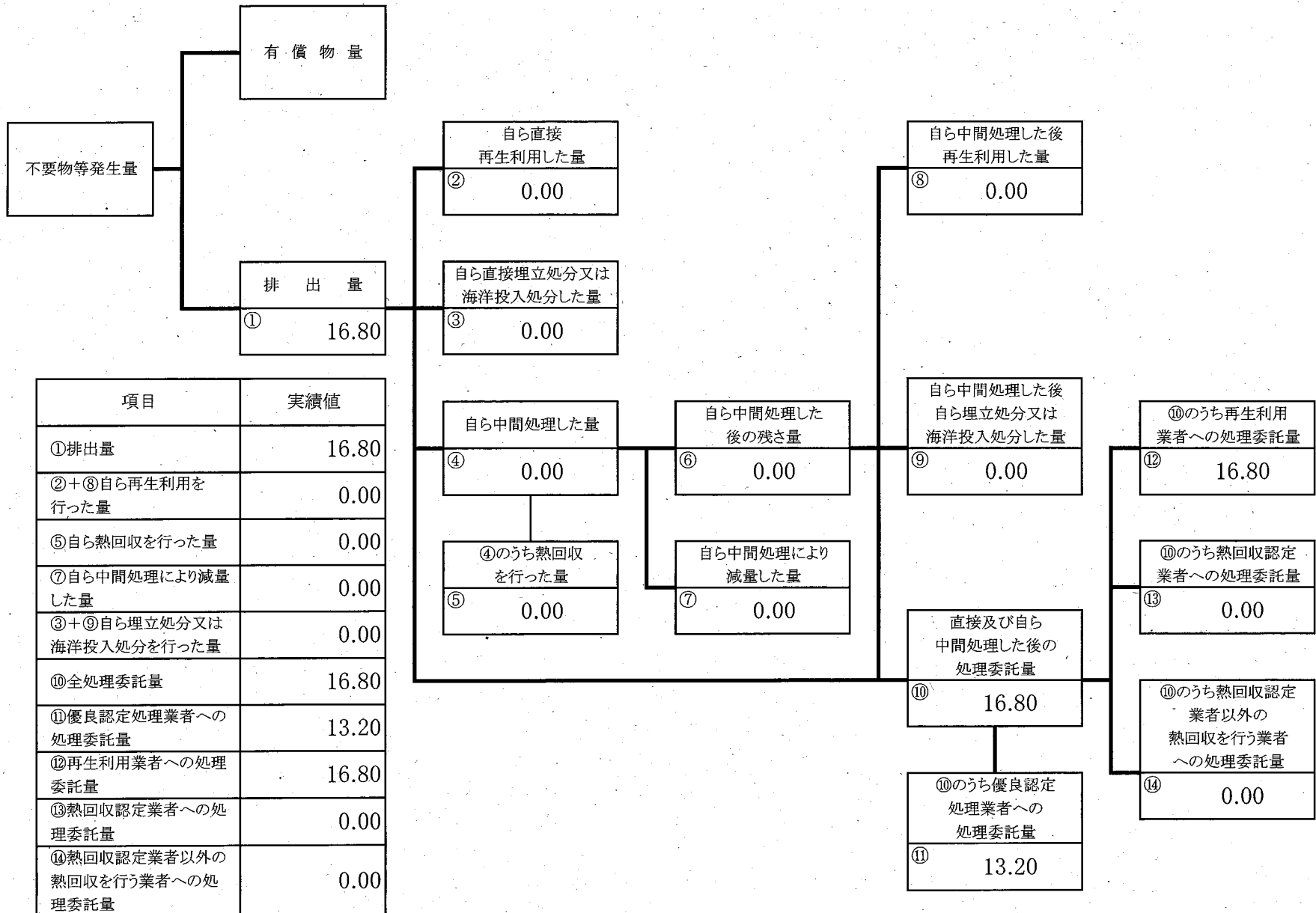
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 紙くず)



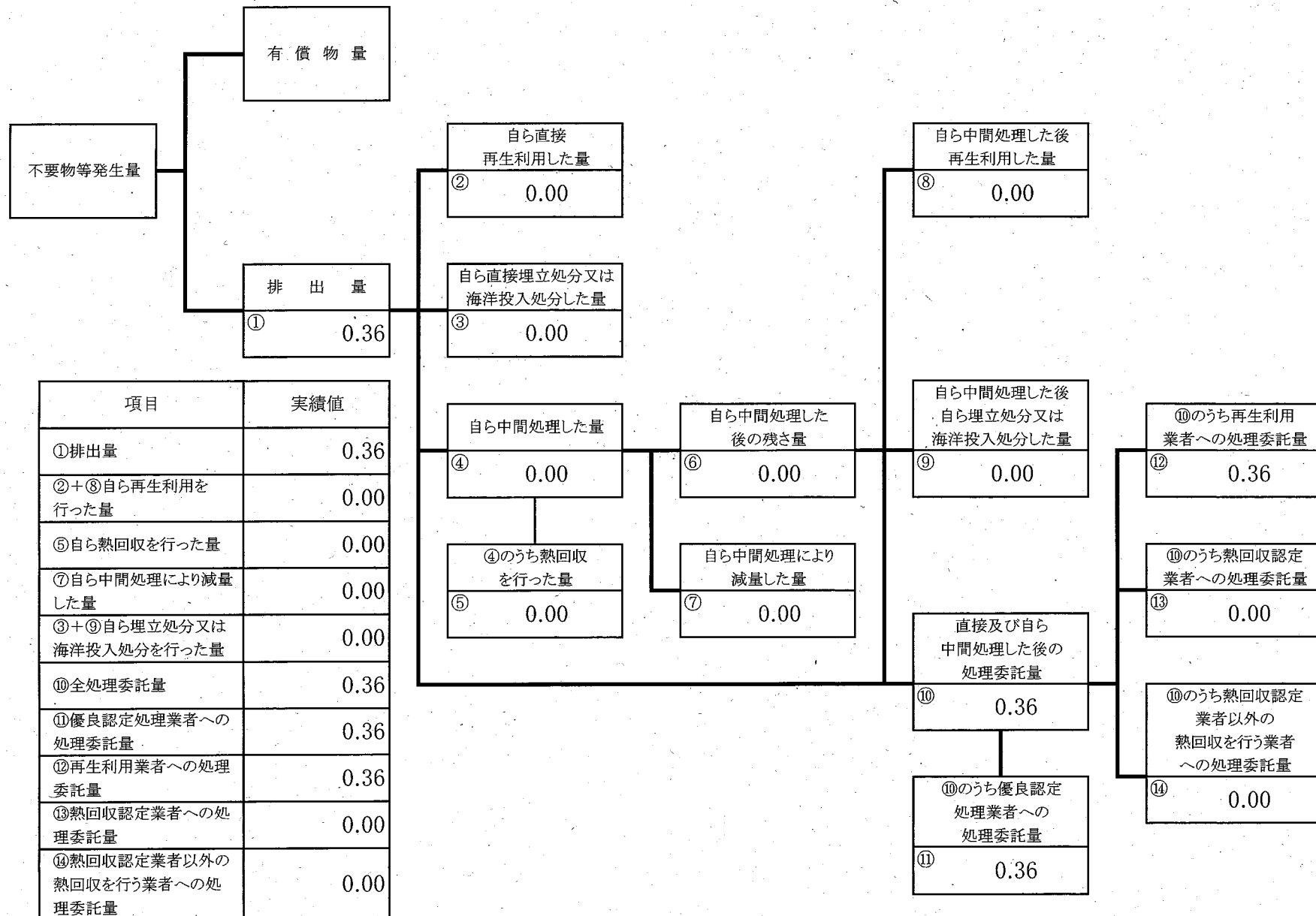
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 木くず)



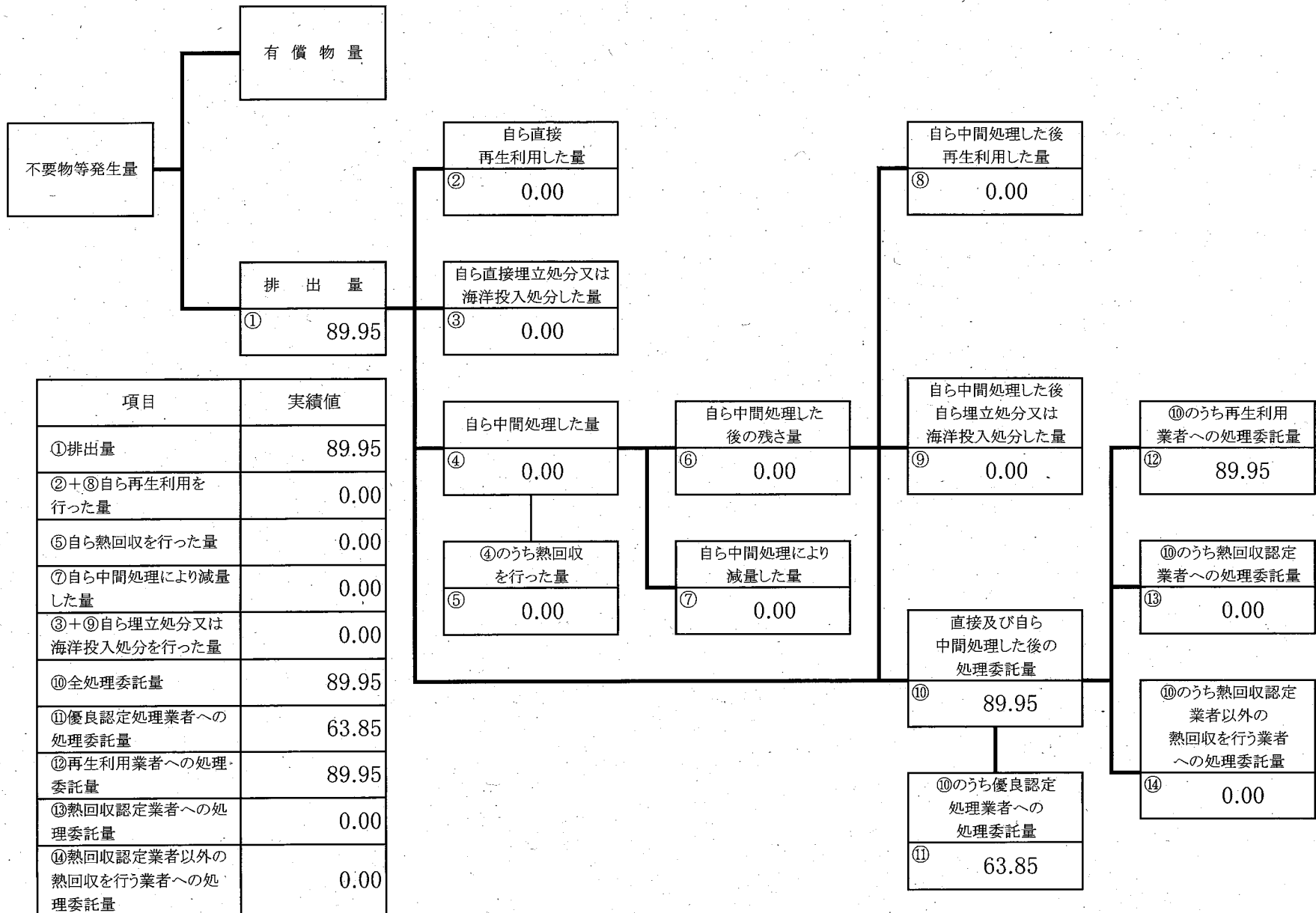
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 金属くず)



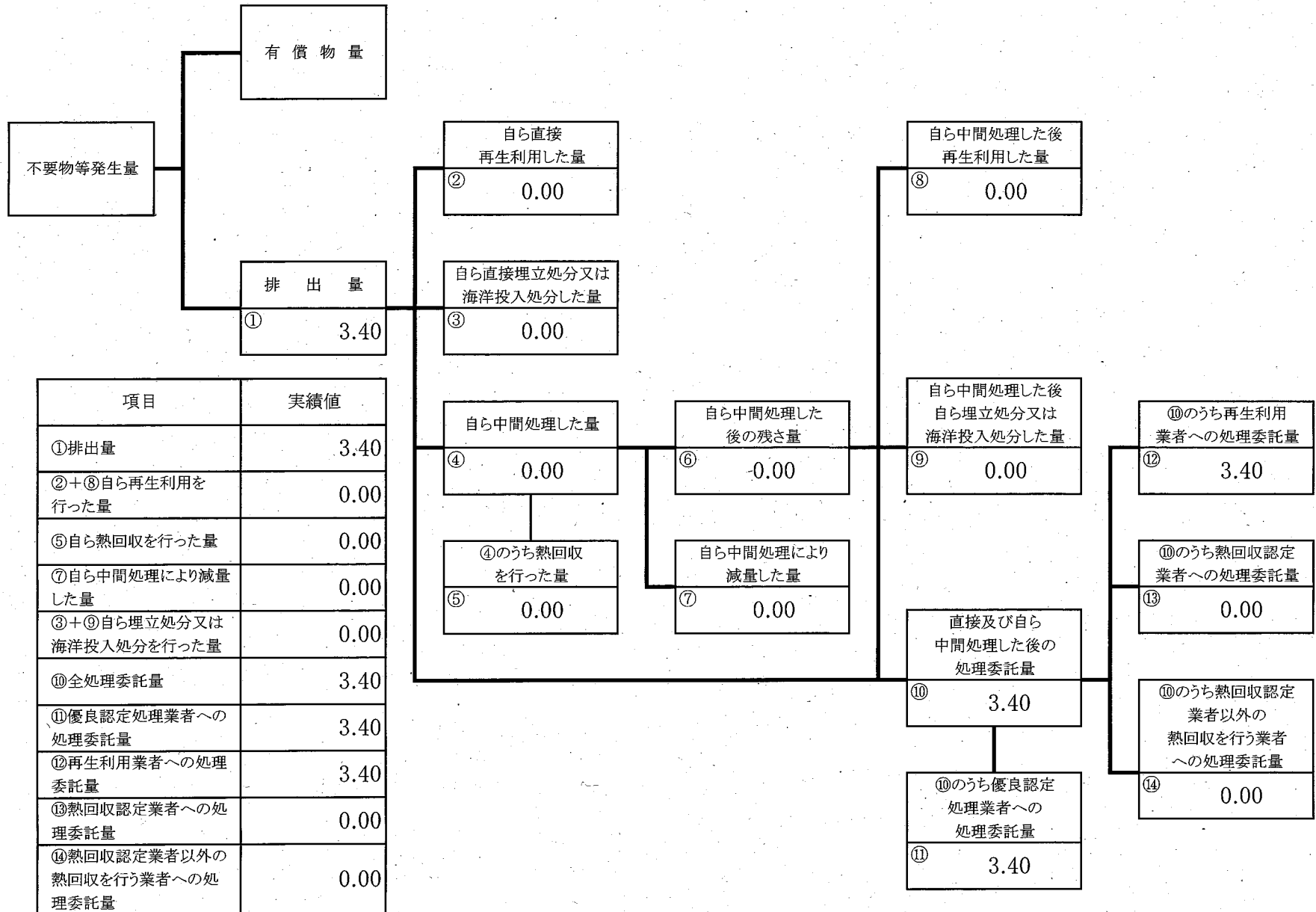
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)



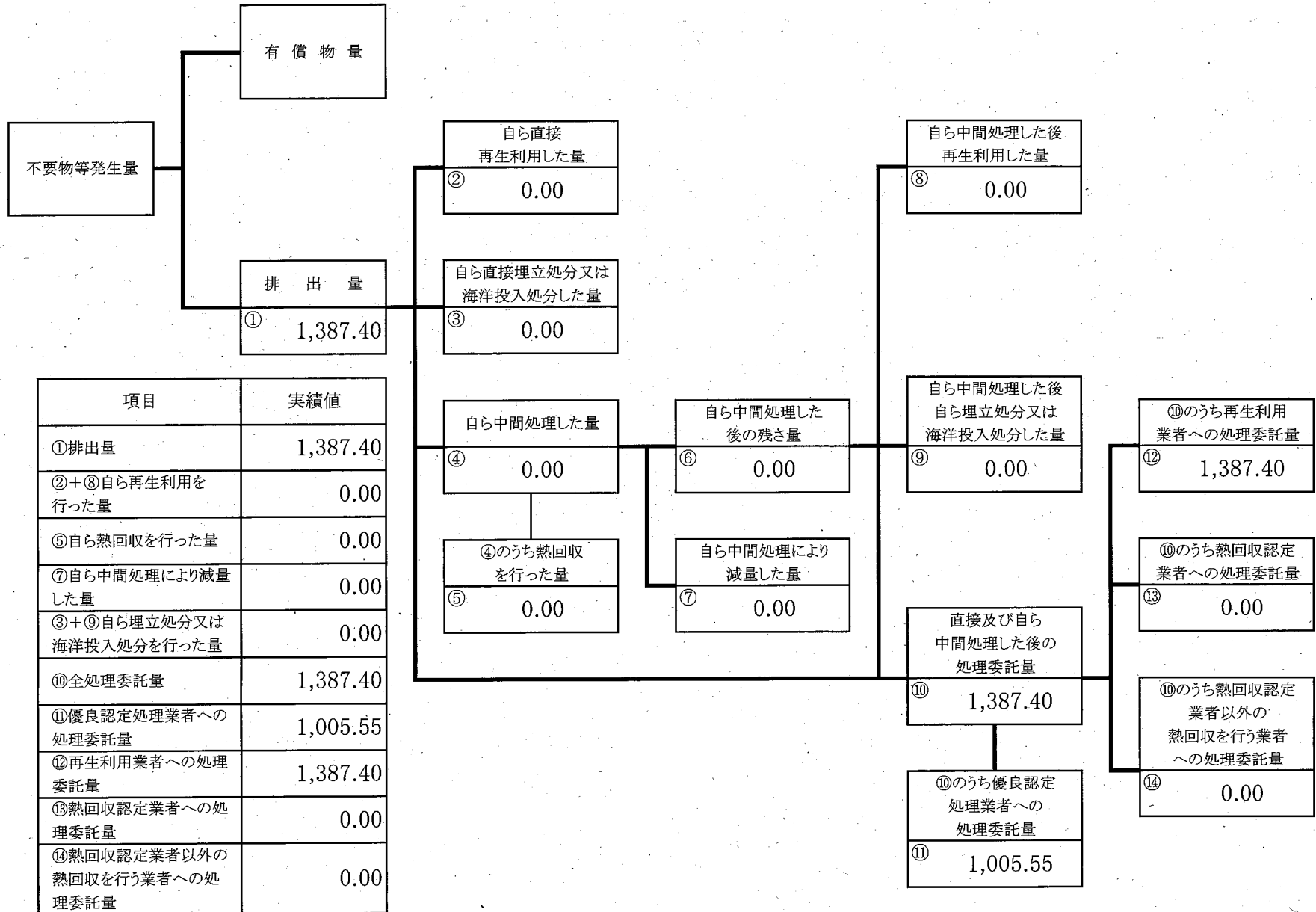
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 他がれき類)



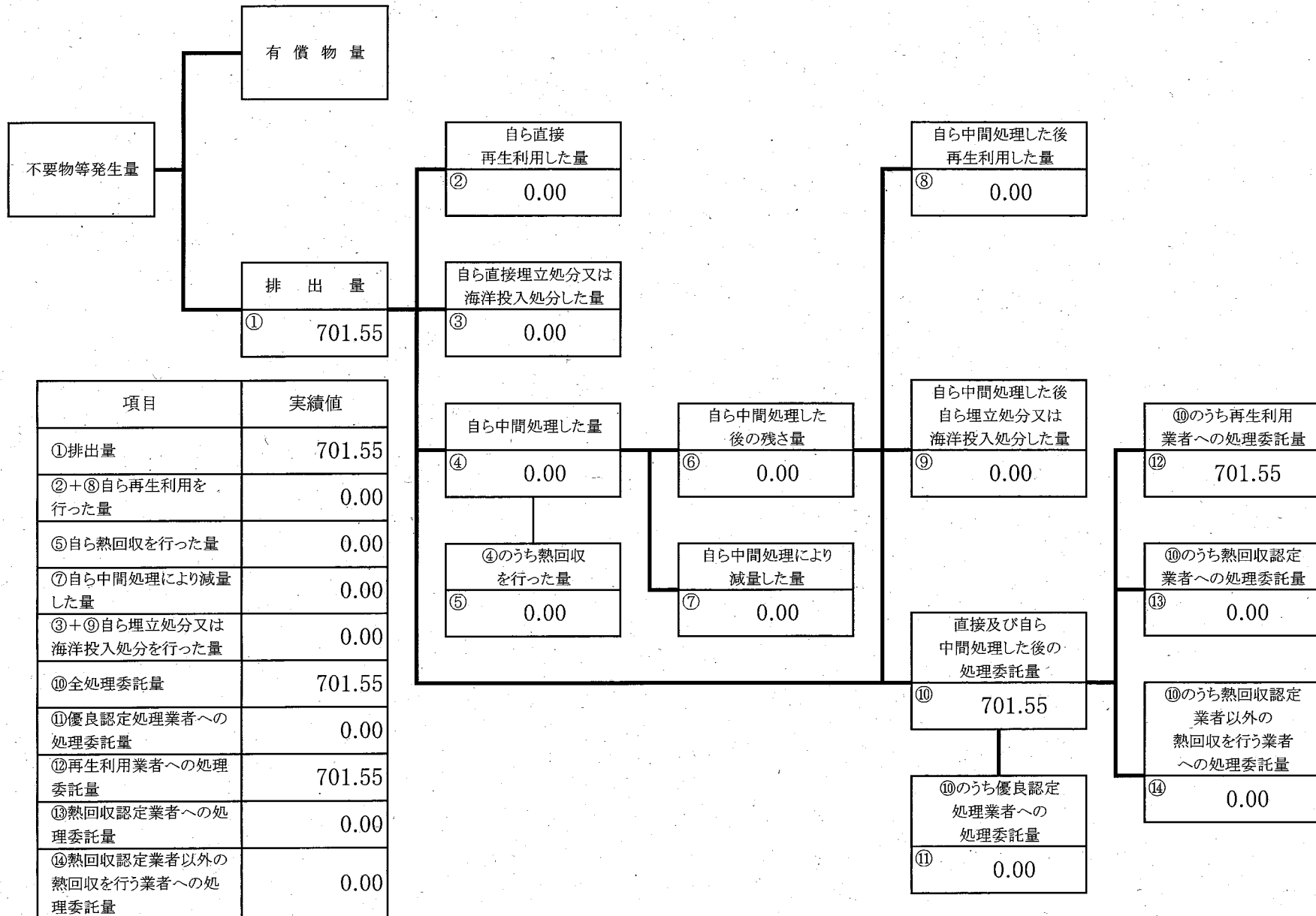
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： コンクリート片)



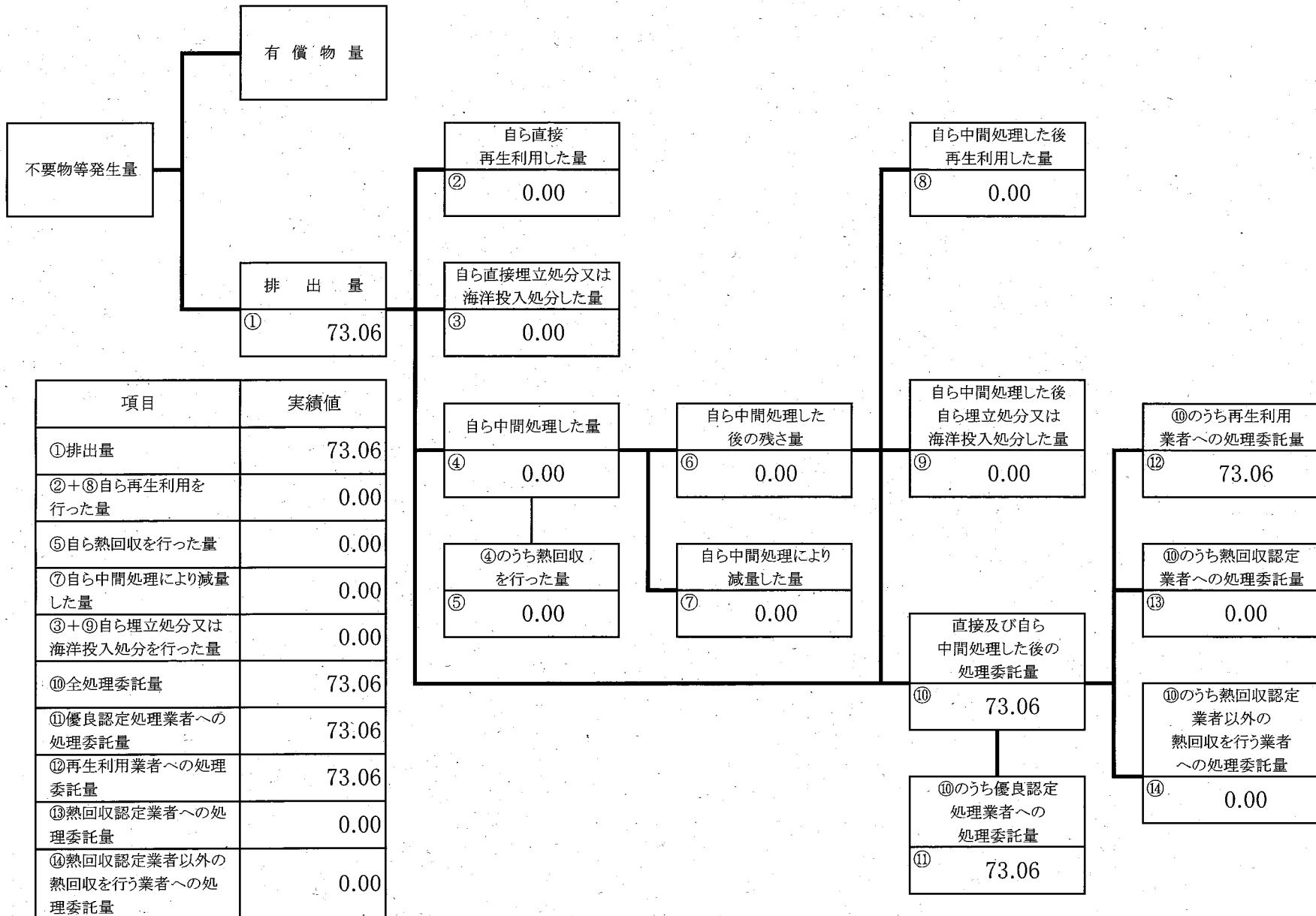
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： アスファルト・コンクリート片)



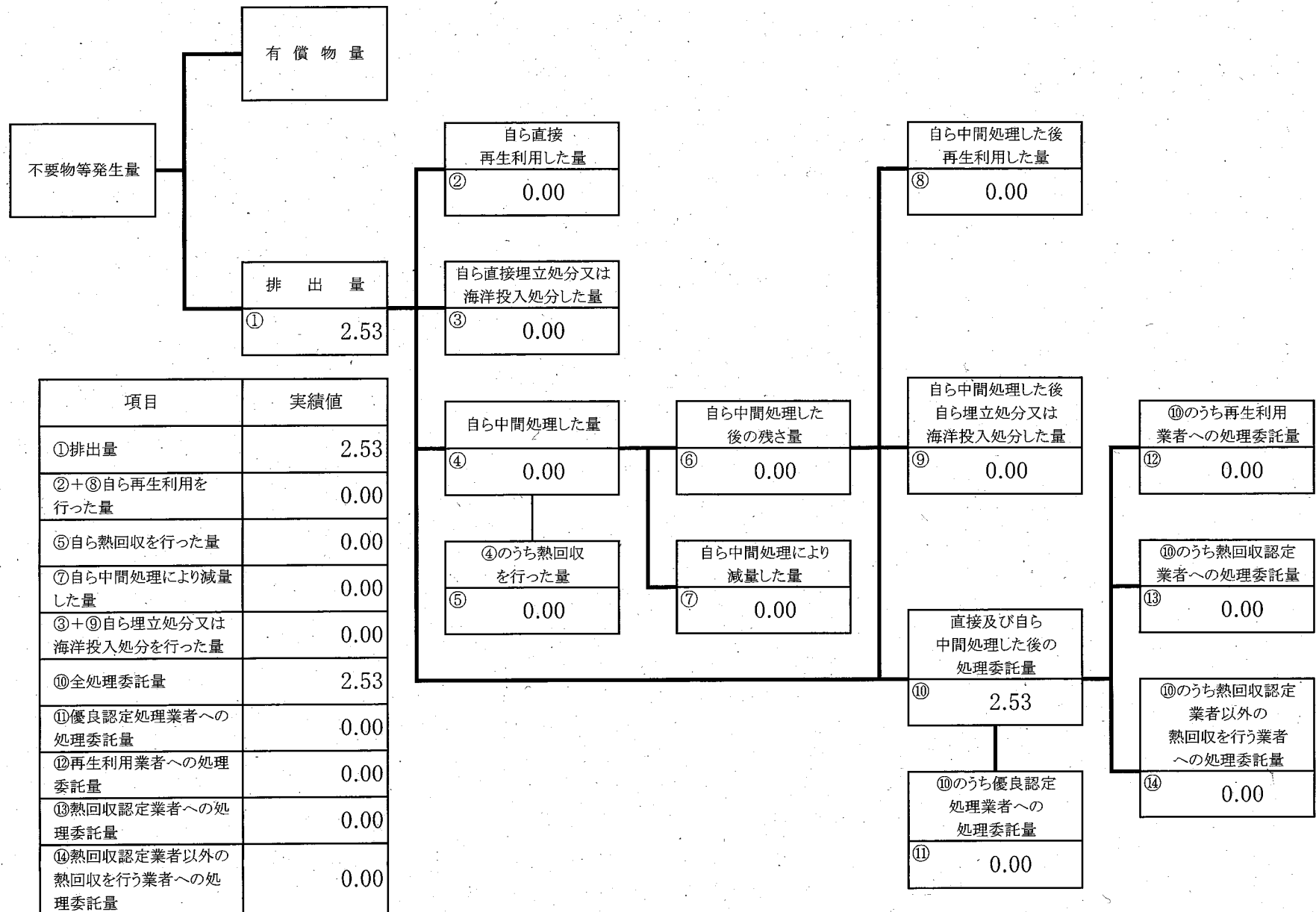
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 建設混合廃棄物)



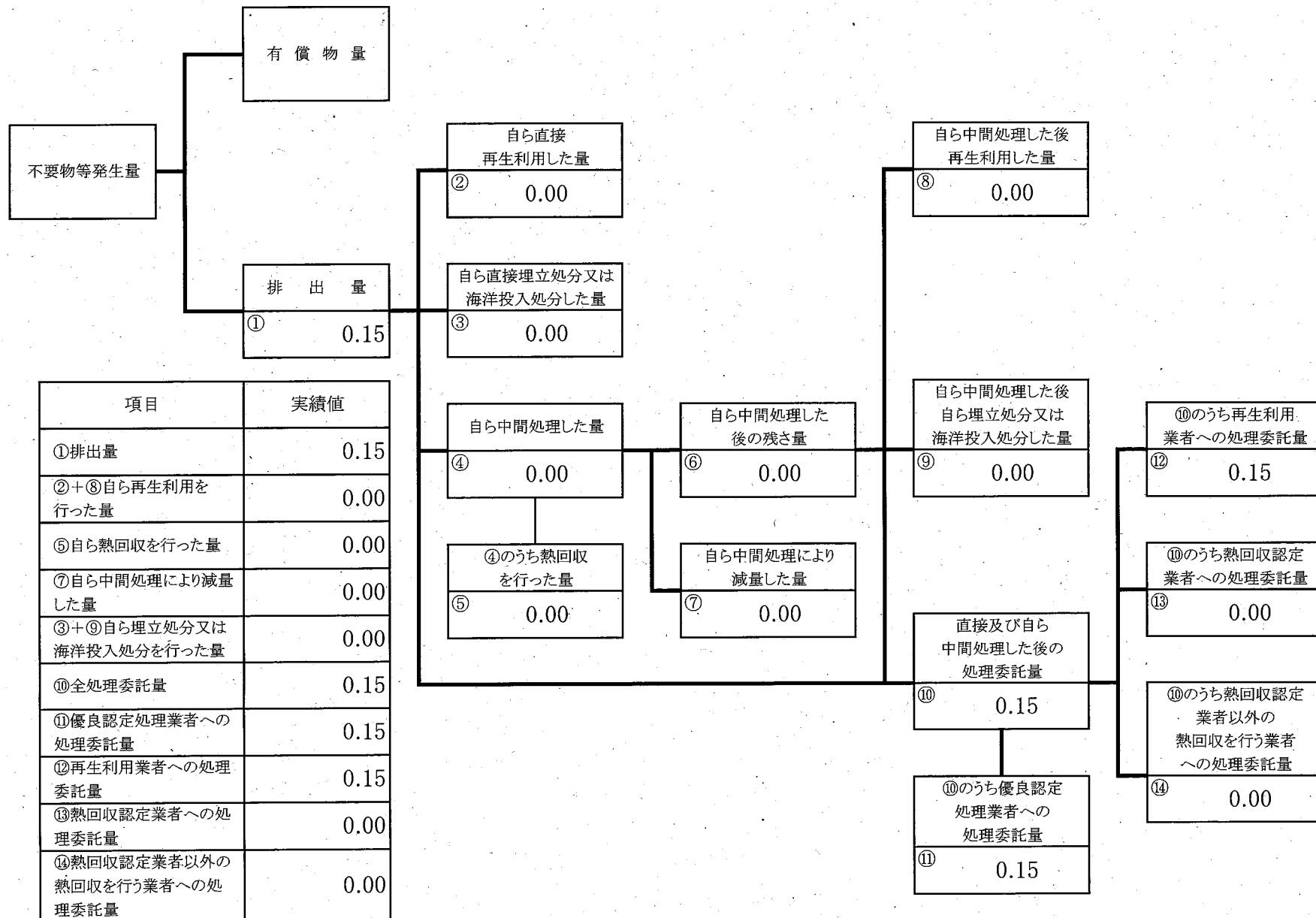
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 石綿含有産業廃棄物)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 水銀使用製品産業廃棄物)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。